頑張る事業者を応援する補助金の公募をします
「令和８年度第１回基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金」

問申 農林課　☎92-7945　商工観光課（農林業を除く全業種）　☎85-7670

本補助金は、自らの利益の拡大により基山町産業の振興を図り、地域社会に貢献すると認めた産業団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもので、事業者自らの発案による事業を支援し、基山町の産業振興を図る目的で実施します。

▽公募期間　令和８年５月１日（金）～５月19日（火）

▽事業実施期間　交付決定日～令和９年３月31日（水）

▽事業区分・対象要件・補助概要

事業区分	対象要件	補助概要
A -1 事業	自ら生産性の向上を図り収益の拡大を行う事業	・補助対象者は、事業者（農林業者含む）、団体、任意の団体（3以上の連名）、認定農業者もしくは認定農業者になろうとする者または農地所有適格法人のいずれかです。 ・補助事業者は、町内に事業所等を有する者とします。ただし、農林業者は町内に住所を有し、町内の農地を耕作している者とします。 ・事業の申請後、基山町産業振興補助金審査委員会で審査及び審議され、補助対象の可否が認定されます。 ・予算の範囲内において補助金を交付します。 ・申請のあった事業について、国または県に対象となる補助事業があるときは、補助の対象となりません。 ・事業申請には要件等があります。詳しくは、担当課までお問合せください。 ・令和９年３月31日までに、事業を完了し実績報告書が提出できること。（補助金が概算払で支払われた場合は、翌年度の４月30日）
A-2 事業	共同で利用する農業用機械、施設もしくは設備等の導入する事業	
	基山町の農地を対象とした農業支援サービス事業	
B事業	賑わいの創出や新たな特産品等の開発に寄与する事業であって、公益性が高いと認めた事業	
C事業	認定農業者等が単独で取り組む新規作物等の導入または３割以上の規模拡大を行うために係る経費で、事業の継続性が高いと認めた事業	

▽補助金額等、補助率

事業区分	補助金額等	補助率
A-1 事業	事業費の下限　30 万円 補助金額の上限　100 万円	1/3 以内
A-2 事業	事業費の下限　10 万円 補助金額の上限　100 万円	1/2 以内
B 事業	事業費の下限　30 万円 補助金額の上限　100 万円	事業者　1/2 以内 団体及び任意団体　2/3 以内
C 事業	事業費の下限　10 万円 補助金額の上限　200 万円	2/3 以内

※補助金交付要綱や申請書の様式等は農林課・商工観光課にあります。
また、基山町ホームページからもダウンロードできます。

ホームページ

有料広告
Y&M ユーミーマンション
土地でお悩みの方・活用をお考えの方お気軽にご相談ください！！
佐賀県知事許可（般-28）第11698号
株式会社 九州ＰＦＩクリエイト
三養基郡みやき町大字白壁5101番地　TEL：0942-81-6510　URL：http://kpc-inv.co.jp